

ときがわ町補助・支援制度一覧

支援項目	No.	区分	支援制度名称	支援対象者	支援区分	支援内容		課（担当）・問い合わせ先	URL
生活・住まい	1	生活	ときがわ町高齢者運転免許証自主返納支援補助金	町内在住70歳以上かつ自主返納してから6か月以内の者	助成金	【町独自】	町路線バス定期券（1か月分）または乗合タクシー定期券（1か月分）、もしくはその両方の補助金を受けることができる制度	総務課（自治人権担当） 0493-65-0401	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2734
	2	生活	ときがわ町防犯対策補助金	ときがわ町内に住所があり町内の住宅に居住する個人	助成金	【町独自】	住宅に防犯対策を行った者に対し、その費用の一部を補助する制度	家族相談支援センター 0493-66-0222	
	3	生活	薪ストーブ設置事業費補助金	薪ストーブ付き住宅を新築・購入・増改築する者（その他要件あり）	助成金	【町独自】	補助対象経費に1/2を乗じた額以内（上限10万円）	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1507
	4	生活	太陽光発電システム整備設置費補助	自ら居住する町内の既存住宅若しくは新築住宅又はその附属建物に新規に発電システムを設置した者（その他要件あり）	助成金	【町独自】	太陽電池容量の値（単位はキロワット）に2万円を乗じて得た額（上限6万円）	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2745
	5	生活	自家用飲料水検査補助金	ときがわ町に住所を有し、町で指定する検査機関で水質検査を行った者	助成金	【町独自】	補助金の額は、1検査当たり2,000円を限度とし、1世帯年2回以内	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	
	6	生活	生ごみ処理器設置費補助金	町内に住所を有し、次の処理機器を町内に設置した後、継続的に使用できる者 （1）有効容積が10リットル以上の大きさを有する密閉式生ごみ処理容器 （2）有効容積が100リットル以上の大きさを有するコンポスト式容器 （3）処理能力が1日当たり1キログラム以上である電気式生ごみ処理機 （4）耐水性及び耐久性のある材質であること （5）臭気等の発散防止や雨水を防ぐことのできる安全な「蓋」があること （6）当該年度に購入したものであること	助成金	【町独自】	補助金額は、処理器1基につき購入価格の2分の1以下とし、限度額は以下のとおり （1）密閉式生ごみ処理容器 3,000円 （2）コンポスト式容器 5,000円 （3）電気式生ごみ処理機 20,000円	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3039
	7	生活	ごみステーション設置費等補助金	補助金は、ステーションを設置しようとする地区の代表者に対して交付 補助対象となるステーションは、構造、管理体制、設置場所、材質等の要件あり	助成金	【町独自】	補助金額については以下のとおり （1）ステーションの新設又は修繕に要する費用（土地の取得又は賃貸に係る費用を除く。）が、50,000円以下の場合にあつては費用の全額 （2）50,000円を超える場合にあっては、50,000円を超える額に2分の1を乗じて得た額と、50,000円の合計額 ※補助限度額は100,000円です。	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3006
	8	生活	家具転倒防止器具設置助成金	町内居住世帯の世帯主	助成金	【町独自】	家具等の転倒防止措置に要した費用の1／2に相当する額で5千円を限度、1申請者につき1年度1回限り助成する制度	建設課（管理都市計画担当） 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2039
	9	生活	私道の舗装修繕	建築基準法（昭和25年法律第20号）第42条第1項第3号、第5号又は同条第2項に規定し通行に著しく支障がある私道	支援	【町独自】	公共の用に供される等の各種要件を満たす私道について、傷んだ舗装の修繕を町が行う制度	建設課（建設担当） 0493-65-1539	
	10	生活	ときがわ町くみ取り便槽等撤去費補助金	町設置型浄化槽を設置する者	助成金	【町独自】	町設置型浄化槽を設置するために必要な、既存のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽を撤去する費用について、最大10万円の補助金を受けることができる制度	水道課（浄化槽担当） 0493-65-1555	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/221
	11	生活	ときがわ町生活排水路整備費補助金	町設置型浄化槽を設置する者	助成金	【町独自】	生活排水を町設置型浄化槽に流入させるための管路及び浄化槽最終ますから20メートル以内の管路整備に係る費用について最大20万円、町設置型浄化槽最終ますから20メートルを超える部分の管路整備に係る費用について最大20万円の補助金を受けることができる制度	水道課（浄化槽担当） 0493-65-1555	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/221
	12	婚活	ときがわ町婚活支援事業補助金	ときがわ町に事務所を置く公共的団体及び民間団体、企業等	助成金	【町独自】	20歳以上の未婚の男女が会合するための交流会等を企画し、実施することに対し補助金を受けることができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1061
	13	婚活	ときがわ町婚活サポート補助金	満45歳未満で単身の者	助成金	【町独自】	SAITAMA出会いサポートセンター及び結婚相談所を利用するために要する経費について補助金を受けることができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2965
	14	耐震	既存建築物耐震診断補助金	【補助対象建築物】昭和56年5月31日以前に建築された2階建以下の木造一戸建専用住宅または併用住宅 【補助対象者】補助対象建築物の所有者またはその2親等以内の親族で、自ら居住しており、町税の滞納のない者	助成金	【町独自】	耐震診断に要した費用の1／2に相当する額で5万円を限度に助成する制度	建設課（管理都市計画担当） 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/899
	15	耐震	既存建築物耐震改修工事補助金	【補助対象建築物】昭和56年5月31日以前に建築された2階建以下の木造一戸建専用住宅または併用住宅 【補助対象者】補助対象建築物の所有者またはその2親等以内の親族で、自ら居住しており、町税の滞納のない者	助成金	【町独自】	耐震改修に要した費用の1／2に相当する額で20万円を限度に助成する制度	建設課（管理都市計画担当） 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/899
	16	空き家	ときがわ町老朽空き家除却に係る土地の固定資産税の減免制度	減免対象土地の所有者又はその相続人	支援	【町独自】	老朽空き家除却補助金交付の施行に伴い、補助金交付対象となった空き家除却後の土地について、住宅用地特例を適用する制度（5年度間）	税務会計課（課税担当） 0493-65-0811	
	17	空き家	老朽空き家除却補助金	【補助対象老朽空き家】倒壊等により隣接地及び周辺の道路、住宅等に危険を及ぼすおそれがある等の空き家 【補助対象者】補助対象老朽空き家の所有権を有し除却ができる個人で、町税の滞納のない者	助成金	【町独自】	空き家の解体に要した費用の1／2に相当する額で50万円を限度に助成する制度	建設課（管理都市計画担当） 0493-65-1539	